

介護老人保健施設長良川ビラ運営規程

(平成12年厚生省令第40号)第97条第1項から3項までの規定に基づき、医療法人社団共和会 長良川ビラ管理規程(平成5年4月12日制定)を廃止し、次のような介護保険施設サービス運営規定に定める。(平成12年4月1日)

第1条(趣旨) 医療法人社団共和会が開設する介護老人保健施設長良川ビラ(以下「当施設」という。)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条(施設の目的) 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

第3条(運営方針) 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 当施設は地域における老人医療及びサービスのキーステーションとして存在価値が認められるような施設作りを目標として次の各号に掲げる事項を重視して運営する。
 - 一 明るく健やかで、生きがいのある生活が送れるように全職員が「愛とヒューマニティー」に基づく思いやりの精神を持って、これらの実施に取り組む。
 - 二 この療養の中で生きる喜びを感じ取れる事と並びにリハビリテーションはレクリエーション等の具現を指導方針とする。
 - 三 職員の資質及び専門性の向上、運営への参加と連帯の意識を向上し、施設の活性化の合理的な運営を目指す。
- ※ 施設における緊急医療などの範囲を越える処置等を必要とする場合は、協力病院の平野総合病院、高橋歯科医院にて治療処置及び収容等の措置を行う。

第4条(施設の名称、所在地等) 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

- 一 施設名 介護老人保健施設長良川ビラ
- 二 開設年月日 平成5年4月12日
- 三 所在地 岐阜県岐阜市又丸67番地7
- 四 電話番号 058-234-4747 FAX番号058-234-2343
- 五 管理者名 杉山 昌裕
- 六 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2150180061号)

第5条(職員定数) 施設に勤務する職員のうち「介護保険法97条第 2 項」に規定する職に携わる職員の定数は次に掲げるとおりとする。

職種	常勤数	備考
医 師	2名	医療全般(うち1名兼務)
看 護 職 員	8名	看護全般
介 護 職 員	27名	介護全般
理学作業療法士	2名	生活リハビリを主体にした機能訓練及び集団訓練
管理栄養士及び栄養士	1名	栄養管理・厨房管理全般
介護支援専門員	1名	施設サービス計画の作成
支援相談員	1名	相談・助言指導
事 務	2名	事務管理全般
その他	2名	清掃・営繕等

第6条(従業者の職務内容) 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 二 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 三 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- 四 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- 五 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- 六 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- 七 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行い献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- 八 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- 九 事務職員は事務管理全般を行う
- 十 清掃・営繕は院内の清掃業務及び修理等の営繕行為を行う。

第7条(定員) 施設の入所者の定員は96名とする。

第8条(介護老人保健施設のサービス内容) 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- 2 介護保健施設(I)の人員体制とする。
- 3 リハビリテーション職員加配の人員体制とする。
- 4 管理栄養士配置加算の人員体制とする。
- 5 栄養マネジメント加算の人員体制とする。

第9条(利用者負担の額) 利用者負担の額を次のとおりとする。

- 一 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 二 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な食事の費用、利用者の選択に基づく日用生活品費・教養娯楽費・おやつ代・理美容代・私物の洗濯代・その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 三 「食費」及び「居住費」において国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料をご覧ください。

第10条(施設療養等の内容、留意事項) 施設入所における療養等については次の各号に定めるところによる。

- 一 医療ケアとして診察、投薬の処置、身体の状態及び病態に応じた看護、介護、機能訓練等を含む。
- 二 生活介護として快適な療養生活ができるように食事、入浴、おむつ交換、教養娯楽等に関する催事等を含む。
- 三 生活指導相談として、家庭復帰に関する事項及び福祉制度に関する事項を含む。
- 2 前項に関して次の各号に定める。
 - 一 施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事とする。食費は保険給付外の利用料と位置付けられているが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせないので食事の持ち込みは行わないこととする。食事は、リハビリテーションを兼ねて所定の食堂を使用するものとする。
 - 二 入浴は1週2回を原則とし、一般浴槽によるほか、介助を必要とする入浴は特殊浴槽による。
 - 三 おむつ交換は原則として定時交換とするほか、必要に応じて随時実施する。
 - 四 衣類等の交換は、希望等に応じて随時実施する。
 - 五 寝具は、施設として提供するものとし、シーツ、カバー類の交換は、原則とし1週間に1回以上とする。但し、状況に応じてその都度実施する。
 - 六 身の世話は、施設の職責たる看護婦及び介護職員が随時実施する。
 - 七 日常生活は施設に応じた施設の日課表及び兼務予定表による。
 - 八 レクリエーション等の催事は、施設での生活を、より快適にする事並びに精神衛生上の観点から実施する。なお、これらの催事はクラブ活動、地域からの慰問(ボランティア等)を含む。
 - 九 外泊、外出等は身元保証人の同意により病態に応じて許可する。但し、その期間及び回数は制限される。
 - 十 入浴者の使用する施設、食器、その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医療等の管理を適正に行う。
 - 十一 感染症の発生、蔓延しないよう必要な措置及び褥瘡発生に対する対策を施設内において対策委員会を発足し定期的な会議を行い未然に防止する。
 - 十二 事故対策委員会を発足し介護時における事故が起こらないような措置、及び事故報告書・ヒヤリハットをもとに日々事故に対する意識を高める。
 - 十三 利用者または他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 - 十四 業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講ずる。
- 3 入所、退所及び療養の継続に係わる適否判定等に関する事項は別に定めるところによる。
- 4 施設入所に関し必要とする留意事項は前記のほか別に次の各号に掲げるところとする。
 - 一 施設は入所を希望するものに対しては、正当な理由なく施設サービスを拒んではならない。
 - 二 退所に際しては、その者またその家族に対し、適切な指導、退所後の主治医、居宅支援事業者に対しての情報提供その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 三 施設は要介護認定の更新申請が認定有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行う。

第11条(利用者) 施設の利用者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第26条の規定による介護保険被保険者証を所持し、比較的病状が安定し、要介護状態に陥った第1号被保険者(65歳以上の者)並びに初老期痴呆等15の特定疾病に起因し要介護状態と認定された第2号被保険者(40歳～64歳の者)を対象にするが、緊急に介護が必要と認める場合は、各市町村と連携をとり暫定サービスを受ける者も含む。

第12条(利用手続) 施設の利用に関する手続は次の各号に定める事項を確認してから行うものとする。

- 一 施設療養に関する医療受給資格、介護保険被保険者証
- 二 利用料等(別示)の負担能力
- 2 前項に規定する確認は被保険者証(有効期間、介護認定の有無)及び健康手帳並びに申込書の提出を受けるところによる。

第 13 条 (苦情処理その他留意事項) 施設は提供した介護保険サービスに関し入所者からの苦情に迅速、適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じる。

2 提供した介護保険サービスの苦情に対して市町村、国民健康保険団体連合会からの指導、助言を受けた場合は必要な改善を行うものとする。

3 入所者に対する介護保険サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。

4 入所者に対する介護保険サービスの提供により損害賠償事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

第 14 条 (非常災害対策) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を選任して非常災害対策を行う。

一 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所職員をあてる。

二 始業時・終業時には火災危険防止の為、自主的に点検を行う。

三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

四 非常災害設備は常に有効に保つよう努める。

五 火災の発生や地震等の災害が発生した場合には被害を最小限に止める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。

六 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を行う。

イ 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年 2 回

ロ 利用者を含めた総合訓練 年 2 回

ハ 非常災害用設備の使用法の徹底 随 時

七 その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第 15 条 (職員の服務規律) 職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

一 利用に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

二 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

第 16 条 (職員の質の確保) 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

第 17 条 (職員の勤務条件) 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団共和国の就業規則による。

第 18 条 (職員の健康管理) 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診することとする。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

第 19 条 (衛生管理) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、害虫の駆除を行う。

第 20 条 (守秘義務及び個人情報の保護) 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

- 第 21 条（その他運営に関する重要事項） 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団共和会の役員会において定めるものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成16年1月21日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成22年1月1日から施行する。